

# 会員の皆様が安全安心のPTA活動へ参加するために、PTA単位で加入する 「神戸市PTA総合補償制度」

- ◆神戸市PTA安全教育振興会による見舞金給付制度（給付上限額 10万円）
- ◆損保会社によるPTA団体傷害保険・PTA賠償責任保険

この2本立てで会員様等のPTA活動中のおケガなどをサポートする会員対象のお見舞金給付・保険制度です。

## 事故が発生したら…



- PTA活動中に、PTA会員※の方が万一、おケガなどをされた場合は、すぐにPTA本部までお知らせください。（PTA活動とは…国内での単位、区、市のPTA主催行事やPTA各種会議・PTA参加の学校行事・PTA研究大会参加など）
- PTA本部のご担当者が、事故の申請を行います。（補償の対象かどうかご不明な場合は、ご担当者がお気軽にお問い合わせください）
- ※PTA会員=PTA加入の保護者、教職員以外に、PTA活動に参加する会員のお子様、会員同居親族、PTAにより事前に参加を認めたボランティアも含まれます。

おケガをされたPTA会員様は、すぐに任意の病院等で治療を始めてください。

## 全治されたら…



- PTA本部のご担当者が、会員様の完治に合わせ、必要書類を整えてご提出ください。  
**必要書類のコピー用原本は、「長期保存用」と書かれた手引き冊子にあります。**  
「神戸市PTA協議会」のHPからもDLできます。  
(HOME→PTAの保険→PTA安全教育振興会)  
**見舞金上限は合計10万円・対象期間は通院初日～180日です。**

金額算定基準 入院1日2,500円 石膏等ギプス装着1日1,500円 診断書実費など。  
通院の場合…実診療日数×1,500円か、診療期間日数×500円の、いずれか高い方。

## お見舞金の給付



- お見舞金が確定しましたら、会長様指定のPTAの口座へ送金いたします。PTA会長様からの会員様へのお見舞金として、ご本人様へお渡しください。

**給付金は振興会規定の計算方法で確定します。交通費などを含む実費のお支払いをするものではありません。上記は最も標準的なパターンです。詳しくは加入時に配布の「PTA総合補償制度ご加入のおすすめ」「保障制度の手引き」をご覧ください。**

**特別見舞い金（メガネ・コンタクト・歯牙の欠損）や、会員以外への賠償、後遺障害等の補償内容（金額）につきましては、ご担当PTA本部役員様が「PTA総合補償制度ご加入のおすすめ」「（長期保存用）補償制度の手引き」をご覧ください。**

各書類の申請は、PTA本部から **学校園メール便でも** 郵送・持参可

### 申請書等の提出先・各種お問い合わせは…

#### 神戸市PTA安全教育振興会

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-2  
総合教育センター内 神戸市PTA協議会 気付  
TEL・FAX(078)360-3455(月・金10時～4時)  
上記外の時間（神戸市PTA協議会）  
TEL(078)360-3453(平日9時～5時)

#### 引受保険会社

#### 三井住友海上火災保険株式会社 神戸支店 第二支社

〒650-0023 神戸市中央区栄町1-1-18  
TEL(078)331-8517・FAX(078)331-8548

#### PTA会長様へ

当補償制度負担金は1単Pあたり、**PTA世帯数×100円\***です。

※ただし給付対象は、PTA会員=保護者・教職員とその園児・児童・生徒、会員同居の親族、PTAが事前にPTA行事に参加を認めた方（ボランティア等）全員。

単年度加入ですので、毎年4月中旬に各学校園長・PTA会長様宛に黄色い封書で、加入のご案内一式を学校園メール便によりお送りしています。